

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和4年6月20日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	34.1 t	
	第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から同年11月30日まで）	3.4 t	
	第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）	30.7 t	
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t	
	第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から同年11月30日まで）	0.8 t	
	第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）	0.2 t	
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t	
	留 保	2.1 t	
	くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	25.8 t
		第Ⅰ期間 （令和4年4月1日から同年11月30日まで）	20.6 t
第Ⅱ期間 （令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）		5.2 t	
京都府漁船漁業等（日本海）		0.1 t	
京都府漁船漁業等（その他海域）		1.4 t	
留 保		1.2 t	